

研究活動における不正行為の防止等に関する規程

株式会社 Rivercrotech

制定日：令和8年6月1日 / 施行日：令和8年6月29日

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」（平成26年8月26日文科科学大臣決定）を踏まえ、株式会社 Rivercrotech（以下「当社」という。）における研究活動の公正性を確保するため、研究倫理の向上、研究データの保存・開示、研究活動上の不正行為（以下「不正行為」という。）の防止並びに不正行為に関する告発の受付及び調査に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において「特定不正行為」とは、次の各号に掲げる行為であって、故意又は研究者としてわきまえるべき基本的な注意義務を著しく怠ったことによるものをいう。

一 捏造 存在しないデータ、研究結果等を作成すること。

二 改ざん 研究資料・機器・過程を変更する操作を行い、データ、研究活動によって得られた結果等を真正でないものに加工すること。

三 盗用 他の研究者のアイデア、分析・解析方法、データ、研究結果、論文又は用語を、当該研究者の了解又は適切な表示なく流用すること。

2 「特定不正行為以外の不適切な行為」とは、二重投稿、不適切なオーサiershipその他研究活動の公正性を損なう行為を広く含むものとする。

3 「研究者」とは、当社において研究活動に従事する者をいう。

(研究倫理教育責任者及び統括責任者)

第3条 当社に研究倫理教育責任者を置き、代表取締役をもって充てる。研究倫理教育責任者は、研究倫理教育の企画及び実施を統括する。

2 当社における不正行為の防止及び告発・調査に関する統括責任者は、代表取締役とする。

第2章 研究倫理教育

(受講義務及び定期実施)

第4条 当社に所属する全ての研究者は、研究倫理教育を受講しなければならない。

- 2 当社は、研究者に対し、原則として1年に1回以上、定期的に研究倫理教育を実施する。
- 3 研究倫理教育は、独立行政法人日本学術振興会の研究倫理eラーニングコース（eL CoRE）その他これに準ずる教材の受講により行う。
- 4 研究倫理教育責任者は、研究者の受講状況を確認し、その記録を保存する。

第3章 研究データの保存・開示

(保存)

第5条 研究者は、研究活動によって得られた研究データを適切に記録し、原則として当該研究の論文等の発表後10年間保存しなければならない。

- 2 研究データは、当社が管理する電子的記録媒体又はクラウド領域に保存し、代表取締役が管理する。

(開示)

第6条 研究者は、研究の公正性に疑義が生じた場合その他必要な場合には、研究データを開示しなければならない。

- 2 当社は、前項の保存及び開示の状況を確認する。

第4章 告発の受付及び相談窓口

(窓口の設置)

第7条 当社は、不正行為に関する告発及び相談を受け付ける窓口（以下「窓口」という。）を設置する。窓口の名称、場所、連絡先及び受付方法は別表のとおりとし、機関内外の双方に開かれたものとする。

- 2 窓口は、書面、電子メールその他の方法により、顕名又は匿名の告発・相談を受け付ける。
- 3 当社は、窓口の名称、場所、連絡先及び受付方法を、当社ホームページへの掲載により機関内外に周知・公表する。

(受付の基準)

第8条 告発は、不正行為の態様、事案の内容が示され、かつ不正とする科学的合理性のある理由が示されている場合に受け付けるものとする。

(秘密保持及び告発者等の保護)

第9条 窓口の担当者及び調査関係者は、相談、告発及び調査の内容について、調査結果の公表まで、相談者、告発者及び被告発者の意に反して調査関係者以外に漏えいしないよう、秘密保持を徹底しなければならない。

2 告発をしたこと又は告発をされたことを理由として、告発者及び被告発者に対し不利益な取扱いをしてはならない。ただし、悪意（虚偽又は他者を陥れる目的等）に基づく告発を行った者は、この限りでない。

第5章 調査

(調査の責任者)

第10条 告発の受付から調査に至るまでの責任者は、代表取締役（以下「調査責任者」という。）とする。調査責任者は、調査の実施及び認定について責任を負う。

(予備調査及び本調査の決定)

第11条 調査責任者は、告発を受け付けたときは、告発内容の合理性及び調査可能性について予備調査を行う。

2 調査責任者は、告発の受付後、本調査を行うか否かを原則として30日以内に決定する。

3 本調査を行うことを決定した場合は、その事案に係る配分機関及び文部科学省に、その旨を報告する。

(調査委員会)

第12条 本調査は、調査委員会を設置して行う。本調査の実施決定後、原則として30日以内に本調査を開始する。

2 調査委員会は、当社に属さない外部有識者を半数以上含むものとし、その全ての委員は、告発者及び被告発者と直接の利害関係を有しない者でなければならない。

3 告発者及び被告発者は、調査委員会の委員について、通知を受けた日から7日以内に異議を申し立てることができる。

(認定)

第13条 調査委員会は、本調査の開始後、原則として150日以内に調査内容を取りまとめ、認定を行う。

2 認定は、物的・科学的証拠、証言、被告発者の自認等の諸証拠を総合的に判断して行う。

3 被告発者の説明及びその他の証拠によって不正行為であるとの疑いを覆すことができないとき、又は本来存在すべき基本的な要素の不足により不正行為の疑いを覆すに足る証拠を示せないときは、不正行為と認定することができる。

4 調査責任者は、本調査の結果を、その事案に係る配分機関及び文部科学省に報告する。

(不服申立て及び再調査)

第14条 不正行為を行ったと認定された被告発者は、認定の通知を受けた日から14日以内に、当社に不服申立てをすることができる。

2 不服申立ての審査及び再調査は、第12条の調査委員会が行う。再調査は、原則として60日以内にこれを終える。

3 当社は、不服申立てがあったとき、不服申立ての却下若しくは再調査開始を決定したとき、及び再調査の結果が出たときは、その事案に係る配分機関及び文部科学省に報告する。

(調査結果の公表)

第15条 当社は、不正行為が認定された場合、被認定者の氏名・所属、不正行為の内容、調査体制、調査結果等を公表する。

第6章 措置

(措置)

第16条 当社は、不正行為が認定された場合、就業規則その他の規程に基づき必要な措置を講ずるとともに、配分機関の定めるところに従い、研究費の返還等の措置に協力する。

附則

この規程は、令和8年6月1日に制定し、令和8年6月29日から施行する。

別表（第7条関係） 告発・相談窓口

名称：研究公正に関する相談・告発窓口

受付（内部）：代表取締役 川越 敏昌 メール：contact@rivercrotech.com 郵送：〒300-1508 茨

城県取手市紫水 2-3-1

受付（外部）：メール：compliance@rivercrotech.com

受付方法：書面・電子メール・郵送（顕名・匿名いずれも可）